

# 日本軍の慰安所システムの真実

永井 和

京都大学文学研究科教授

2014年8月14日

国際学術シンポジウム「戦時における性暴力根絶のための国家  
責任履行と市民社会の役割」

韓国女性政策学院

- 日本軍の慰安所に対する私の認識
- 日本軍の慰安所はどのようにしてつくられたのか
- 軍慰安所の軍制上の位置づけ
- 軍慰安所と強制連行

# 軍慰安所についての私の認識

- 軍慰安所は、日本軍が所属将兵の性欲処理のために設置した後方支援施設の一つ（将兵の「慰安」のための娯楽施設）であり、軍の施設である点で通常の公娼施設とは異なる。
  - ⇒ 軍慰安所が軍事上の必要から設置された軍の後方支援施設の一つであるかぎり、そこでなされた「慰安婦」に対する強制や虐待の究極的な責任は政府および軍に帰属する。
- 学説史的には秦郁彦氏に代表される「軍慰安所は戦地に移動した民間の公娼施設の一つであり、軍の施設ではない」とする「戦地公娼施設論」に対する批判である。

一般的に軍隊と売春業との関係は、以下のように類型化できる。

1. 軍隊の構成員が私人として民間の売春業を利用するケース。  
民間の売春業を規制する風俗警察権は一般の文民警察あるいは行政官庁に所属し、軍とは無関係。風俗行政の方針として公娼制がとられる場合も、とられない場合もある。
2. 軍隊の構成員が私人として民間の売春業を利用するが、民間の売春業を規制する風俗警察権の全部または一部を軍が行使するケース。  
営業の許認可のほか、性病検査を軍が実施する。また、軍隊の構成員に対して使用すべき売春施設を軍が指定し、それ以外の利用を禁止することもある。基本的に公娼制がとられる。
3. 軍がその構成員のために軍の編制内に性欲処理施設を設置するケース。  
性欲処理施設に対して行使される軍の権力、一般の行政的風俗警察権ではなくて、軍事指揮権の一部である軍事警察権に属する。このケースは、性欲処理施設の業務を民間の売春業者に委託する場合と、軍が直営する場合とにわかれる。

日本軍の軍慰安所を1もしくは2とみなすのが「戦地公娼施設論」であり、私の立場はそれを3とみるもの。

**日本軍の慰安所はどのようにしてつくられたのか**

# 内務省警保局史料

- 1996年に発見された日本の内務省警保局の史料から、日中戦争の初期(1937年末から1938年末)に、中国戦線において日本軍が軍慰安所を設置し、女性を募集した経緯を知ることができる。
- これらの警保局史料は東京の国立公文書館に所蔵されており、女性のためのアジア平和国民基金編『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成』第1巻(龍溪書舎、1997年)およびアジア歴史資料センターで閲覧可能。

# 内務省警保局史料

警保局史料は大きく二つの文書群に分類できる。

- A) 1938年2月23日付の各府県知事宛の内務省警保局長通牒「支那渡航婦女ノ取扱ニ関スル件」(内務省発警第5号)とその起案・決裁文書およびこれと関連する山形、宮城、群馬、茨城、和歌山、高知各県知事から内務省に送られた一連の警察報告書
- B) 1938年11月8日付の各府県知事宛の内務省警保局通牒「南支方面渡航婦女ノ取扱ニ関スル件」(警保局警発甲第136号)の起案・決裁文書

# A群の文書

- 県知事の警察報告

中支那方面軍の指示にもとづいて1937年末から翌年初めにかけて日本国内で展開された「皇軍慰安所従業婦」の募集活動の様相とそれに対する各県警察の対応措置とを内務大臣等に報告した文書

- 警保局長通牒「支那渡航婦女ノ取扱ニ関スル件」  
(1938年2月23日付)

上記報告を受けた内務省が、軍の要請に応じるべく、「皇軍慰安所従業婦」の中国への渡航を容認するよう各府県に指示するとともに、その渡航を許可するにあたっての条件およびその募集活動に対する規制方針を定めて各府県に通達したものの

# B群の文書

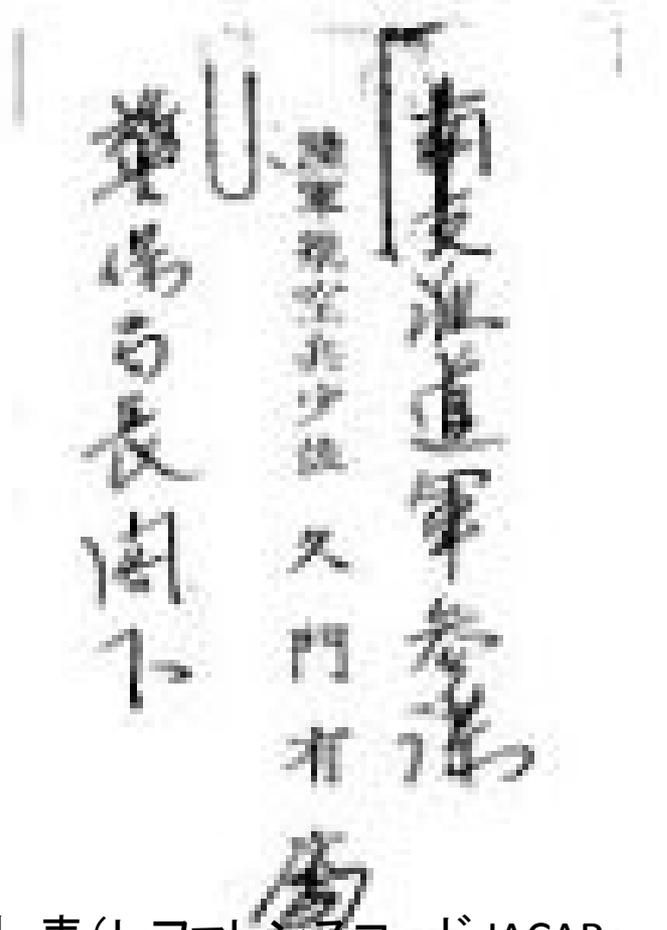
- 1938年秋に広東攻略のために華南方面に派遣された第21軍が軍慰安所を開設するにあたり、そこで働く女性（「醜業ヲ目的トスル婦女」）約400名を中国に渡航させるよう内務省警保局に協力を要請
- その要請に応じるべく、大阪、京都、兵庫、福岡、山口各府県知事に出された内務省の指令が「南支方面渡航婦女ノ取り扱ニ関スル件」
- その通牒で内務省は、大阪、京都、兵庫、福岡、山口各府県に女性の募集人数を割り当てたうえで、華南現地で慰安所の経営にあたる適当な業者を選定して、これに女性達を引率させ、台湾経由で中国に送るよう手配を命じた。なお、この400人とはべつに台湾総督府が300人の女性を華南に送る手配済みとも記されている。

# 第21軍による「慰安婦」調達依頼

B群に含まれる文書中に次のように記されている。

- 南支派遣軍古荘部隊参謀陸軍航空兵少佐久門有文及陸軍省徴募課長ヨリ南支派遣軍ノ慰安所設置ノ為必要ニ付、醜業ヲ目的トスル婦女約四百名ヲ渡航セシムル様配意アリタシトノ申出アリタル
- 警保局を訪問した久門少佐の名刺が残っており、名刺の裏には「娘子軍約五百名広東ニ御派遣方御斡旋願上候」と記されている。

# 久門少佐の名刺



名刺 表(レファレンスコード JACAR:  
A05032044800 画像15)  
「南支派遣軍参謀  
陸軍航空兵少佐 久門有文(花押)  
警保局長閣下」



名刺 裏(レファレンスコード JACAR:  
A05032044800 画像16)  
「娘子軍約五百名広東二御派遣方御幹旋願  
上候」

# 陸軍慰安所の創設

- A群に含まれる和歌山県知事の報告の中に、在上海日本総領事館警察署長より長崎県水上警察署長に宛てた依頼状「皇軍將兵慰安婦女渡来ニツキ便宜供与方依頼ノ件」（1937年12月21日付）の写しが含まれる。これは軍慰安所を設置したのが軍であり、それに領事館が協力したことを示す公文書

前線各地ニ於ケル皇軍ノ進展ニ伴ヒ、之カ將兵ノ慰安方ニ付關係諸機関ニ於テ考究中処、頃日来当館、陸軍武官室、憲兵隊合議ノ結果、施設ノ一端トシテ前線各地ニ軍慰安所(事実上ノ貸座敷)ヲ左記要領ニ依リ設置スルコトナレリ(中略)

右要領ニヨリ施設ヲ急キ居ル処、既ニ稼業婦女(酌婦)募集ノ為本邦内地並ニ朝鮮方面ニ旅行中ノモノアリ。今後モ同様要務ニテ旅行スルモノアル筈ナルカ、之等ノモノニ對シテハ当館発給ノ身分証明書中ニ事由ヲ記入シ、本人ニ携帯セシメ居ルニ付、乗船其他ニ付便宜供与方御取計相成度(後略)

- 1937年12月に、中支那方面軍において「(将兵の慰安)施設ノ一端トシテ」「前線各地ニ軍慰安所(事実上ノ貸座敷)」を設置することが決められた。つまり、軍慰安所とは、将兵のために軍が設けた「慰安施設」「福利厚生施設」であった。「貸座敷」とは売春宿のことを意味する。
- この方針のもと、在上海の日本軍特務機関と憲兵隊および日本総領事館の間で任務分担協定が結ばれ、さらに「稼業婦女」募集のために日本内地と朝鮮に要員が派遣された。
- 総領事館発行の身分証明書を携えて日本に戻った彼らは、知り合いの売春業者に、「皇軍慰安所酌婦三千人募集」の話をして協力を求めた。
- その結果、日本各地で「慰安婦女」の募集活動が展開された。大阪、兵庫、長崎等の府県には、あらかじめ内々に軍の方針が伝えられていたが、事前に何も知らされなかった地方では、これら業者の募集活動は、いやでも警察の目を引かずにはおかなかった。
- 宮城、山形、群馬、茨城、和歌山、高知の各県警はこれら業者の活動を注視し、内務省に報告した。それがA群の報告である。<sup>13</sup>

# 和歌山における婦女誘拐容疑事件

- 和歌山県では「軍部ノ命令ニテ上海皇軍慰安所ニ送ル酌婦募集ニ来タ」と述べて、女性を勧誘した大阪と和歌山の貸座敷業者が、婦女誘拐容疑で警察の取り調べを受けた。軍の名前をかたって、売春目的のため女性を海外に売り飛ばそうとしているのではないかと疑われたのである。
- 1932年の上海事変の際に、就業詐欺で上海に女性を連れて行き、「海軍指定慰安所」で売春に従事させた業者が、刑法旧第226条国外移送拐取罪で有罪になった例があり、警察が疑念を抱くのも当然。
- 刑法旧第226条
  - 帝国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス。
  - 帝国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ売買シ又ハ被拐取者若シクハ被売者ヲ帝国外ニ移送シタル者亦同シ

- しかし、和歌山の警察からの照会に対して、大阪の九条警察署長が、容疑者の身元を保証し、「慰安婦女」の「公募証明」を出したので、取調を受けた業者は釈放された。つまり、軍の依頼による「公募」であることが警察により証明された時点で、和歌山の警察は、これを婦女誘拐には該当しないと認定したのであった。
- なお、九条警察署長は、募集につき「内務省ヨリ非公式ナガラ當府警察部長ヘノ依頼」があったとも述べている。同様の依頼は兵庫県警察部へもなされたことが別の史料からも確認できる。

# 北関東・東北における募集活動

- 群馬、茨城、山形では、誘拐容疑で取り調べをうけるまでにはいたらなかったが、神戸市の貸座敷業者が積極的な募集活動を展開したため、警察から「皇軍ノ威信ヲ失墜スルコト甚タシキモノアリ」と監視された。
- 警察が記録したこの業者の言動
- 「在上海特務機関ガ吾々業者ニ依頼スル処トナリ同僚」の目下上海で貸座敷業を営む神戸市の業者を通して「約三千名ノ酌婦ヲ募集シテ送ルコトトナツタ」。

- 「既二本問題ハ昨年中旬ヨリ実行ニ移リ目下二、三百名ハ稼業中デアリ、兵庫県ヤ関西方面デハ県当局モ諒解シテ応援シテイル」
- 「本月二六日ニハ第二回ノ酌婦ヲ軍用船デ(神戸発)送ル心算デ目下募集中テアル」
- 「該酌婦ハ年齡十六才ヨリ三十才迄、前借ハ五百円ヨリ千円迄、稼業年限二ケ年、之ガ紹介手数料ハ前借金ノ一割ヲ軍部ニ於テ支給スルモノナリ」
  - 年齡条項は当時の日本国内の娼妓取締規則(18歳未満は娼妓たりえず)に違反している
- 勧誘にあたって大内が提示した一件書類(契約書、承諾書、金員借用証書、契約条件、慰安所で使用される花券の見本)の写しが警察報告に添付されており、この契約が女性を前借金で拘束して二年間軍慰安所で売春に従事させる典型的な「身売り」であったことがわかる。

# 地方警察の反応

- この業者の募集活動に対して、群馬、山県、茨城の各警察は次のような判断を下し、取締を命じた。
- 本件ハ果タシテ軍ノ依頼アルヤ否ヤ不明、且ツ公秩良俗ニ反スルガ如キ事業ヲ公々然ト吹聴スルガ如キハ皇軍ノ威信ヲ失墜スルモ甚シキモノト認め、嚴重取締方所轄前橋警察署長ニ対シ指揮致置候
- 如斯ハ軍部ノ方針トシテハ俄ニ信ジ難キノミナラズ斯ル事案ガ公然流布セラルハニ於テハ、銃後ノ一般民心殊ニ応召家庭ヲ守ル婦女子ノ精神上ニ及ボス悪影響少カラズ、更ニ一般婦女身売防止ノ精神ニモ反スルモノ

- 本件果タシテ軍ノ依頼アリタルモノカ全ク不明ニシテ且ツ酌婦ノ稼業タル所詮ハ醜業ヲ目的トスルハ明ラカニシテ、公序良俗ニ反スルガ如キ本件事案ヲ公々然ト吹聴募集スルガ如キハ皇軍ノ威信ヲ失墜スルコト甚シキモノアリト認め、嚴重取締方所轄湊警察署長ニ対シ指揮致置。
- 軍の慰安所設置についてこれらの地方警察は何も事前に知らされておらず、軍慰安所の設置はにわか信じがたい話であった。国家機関である軍がそのような公序良俗に反し、身売り防止の精神に反する事業をあえてするなどは、予想もしていなかった。
- かりに軍慰安所の存在がやむを得ないものだとしても、そのことを明らかにして公然と募集を行うのは、「皇軍ノ威信」を傷つけ、一般民心とくに兵士の留守家庭に非常な悪影響を与えるおそれがあるので、嚴重取締の必要があると考え、管下警察署に取締の指令を下した。

# 地方警察の反応

- この姿勢をもっとも鮮明に打ち出したのは高知県で次のような指示を下した。
- 支那各地ニ於ケル治安ノ恢復ト共ニ、同地ニ於ケル企業者簇出シ、之ニ伴ヒ芸妓給仕婦等ノ進出亦夥シク、中ニハ軍当局ト連絡アルカ如キ言辞ヲ弄シ、之等渡航婦女子ノ募集ヲ為スモノ等漸増ノ傾向ニ有之候処、軍ノ威信ニ関スル言辞ヲ弄スル募集者ニ就テハ絶対之ヲ禁止シ又醜業ニ従事スルノ目的ヲ以テ渡航セントスルモノニ對シテハ身許証明書ヲ発給セザルコトニ取扱相成度
- このような取締が実施されるならば、「慰安婦」の募集は不可能となり、慰安所そのものが成り立なくなる。軍の計画は失敗せざるをえない。このような地方警察の反応を警察報告で知らされた内務省は、早急に何らかの手を打たねばならないと感じた。

# 警保局長通牒

- 警保局は、軍の要請に応じて、慰安婦の調達に支障が生じないようにするとともに、地方の警察が懸念する「皇軍ノ威信ヲ失墜」させ、銃後の人心の動揺させかねない事態を防止するために、警保局長通牒(内務省発警第5号)を発した。
- 軍の要請にもとづく中国向け売春婦の渡航を容認するよう、各府県の警察に通達し、所定の条件(満21才以上で、すでに売春に従事しており、本人の承諾が確認できること)を満たす場合には、渡航証明を出すように、各府県に対して指令を発した。
- 同時に、軍の威信を保持し、出征兵士の留守家族の動揺を防止するため、募集にあたっては軍との関係を公然流布させないように指導せよとも命じた。つまり、一方において軍慰安所の設置と慰安婦の募集および渡航を容認しながら、軍との関係については隠蔽することを業者に義務づけたのであった。
- そのような内務省の憂慮を知らされた陸軍省は、中国の出先軍司令部に副官通牒(陸支密第745号)を発して、募集にあたらせる業者の選定に注意し、今後は必ず地方の警察・憲兵と連絡を緊密にとって、募集活動を行うように命じた。

# まとめ

- これらの資料が示しているのは、以下の事実
  - 日中戦争の初期に、中国戦線で軍慰安所が設置されたが、それは日本軍がその所属将兵の「慰安」(「福利厚生」)のために設けた性欲処理施設であった。
  - 軍慰安所はその名前が示すように、軍の後方支援施設の一つであった。
  - 軍の依頼により民間の売春業者や女衞が軍慰安所の経営と従業女性の募集に従事した。
  - 事情を知らぬ地方警察にとり、軍の方針はにわかに信じられないものであったが、慰安所の存在と「慰安婦」の募集のことを公然流布することは軍の威信の保持および銃後の人心の安定のために禁止すべきと考えた。
  - 軍の要請を受けた内務省警保局は、軍に協力するために、「慰安婦」の募集と中国渡航を容認するように、全国の警察に指示した。また募集活動に直接関与することとしたが、同時に軍と慰安所の関係を隠蔽する方針をとった。

# 軍慰安所の軍制上の位置づけ

# 改正野戦酒保規定

- 日中戦争がはじまってしばらくして、陸軍大臣が「野戦酒保規程」という名の規則を改定した（1937年9月29日制定陸達第48号「野戦酒保規程改正」）。

- 第一条 野戦酒保ハ戦地又ハ事変地ニ於テ軍人軍属其ノ他特ニ従軍ヲ許サレタル者ニ必要ナル日用品飲食物等ヲ正確且廉価ニ販売スルヲ目的トス

野戦酒保ニ於テ前項ノ外必要ナル慰安施設ヲナスコトヲ得

- 酒保というのは、軍隊内の物品販売所のことであり、野戦酒保は、動員されて戦地におもむく部隊に付設される酒保で、軍の後方支援施設の一つである。
- 「野戦酒保規程」はもともとは日露戦争の時に作られた規則だが、1937年9月の改正により、はじめて野戦酒保に「慰安施設」を付設することが許されるようになった。
- 「野戦酒保規程」によれば、軍の認可する請負商人に酒保の経営を委託し、その商人を軍属とすることが認められている。
- これを適用すれば、軍慰安所の経営を民間の売春業者に委託し、彼らに軍属の身分を与えることも可能となる。逆に言えば、軍慰安所の受託経営者は軍の請負商人だったことになる。

# 上海派遣軍のケース

- 日中戦争時に生まれた陸軍の慰安所は、陸軍の編制上からいえば、野戦酒保に付属する「慰安施設」であった。そのことは以下の史料からわかる。
- 中支那方面軍が、軍慰安所の設置を決定したとき、中支那方面軍に属する上海派遣軍の参謀長であった飯沼守陸軍少将と同参謀副長の上村利通陸軍大佐は日記に次のように記していた。
  - 「慰安施設の件方面軍より書類来り、実施を取計ふ」
  - 「迅速に女郎屋を設ける件に就き長〔勇〕中佐に依頼す」
  - 「南京慰安所の開設に就て第二課案を審議す」  
(偕行社編『南京戦史資料集I』『南京戦史資料集II』)。
- この時上海派遣軍に設置された「慰安施設」は「女郎屋」であり、「南京慰安所」と呼ばれたことがわかる。逆に言えば、飯沼参謀長は「女郎屋」である「南京慰安所」を軍の「慰安施設」と見なしていたのである。
- この「慰安施設」とは「野戦酒保規程」に定める野戦酒保付設の「慰安施設」以外にはありえない。

# 軍慰安所と強制連行

# 軍慰安所システムを支えていたもの

- 軍慰安所は、「身売り」という事実上の「人身売買」によって支えられていた「強制売春」システムであった。このことは「戦地公娼施設論者」も認めている。しかし、それは民間の業者のしわざであり、国や軍に責任はないと主張する。
- さらに加えて、慰安婦の募集にあたり、募集業者による就業詐欺や誘拐が頻繁におこなわれていた。つまり、軍慰安所は就業詐欺や誘拐などの犯罪行為によって支えられていた。このことも「戦地公娼施設論者」の多くが認めている。しかし、それは民間の業者のしわざであり、国や軍に責任はないと主張する。
- 前線の部隊では「人さらい的な強制連行」をおこなった例（中国、フィリピン、インドネシア）もある。そのような例の存在も「戦地公娼施設論者」は否定していない。しかし、これは日本政府もしくは軍中央の命令によるものではないとして、「強制連行はなかった」と主張する。

# 軍慰安所＝管理売春・強制売春システム

- 軍慰安所は、政府機関がその機関構成員のために設けた施設であるという点で、通常一般の公娼施設とは大きく異なるが、公娼制度（とそれを支える事実上の人身売買）を基盤に成立しており、それを最大限に利用した。
- その意味で、一般の公娼施設がそうであったように、軍慰安所もまた管理売春・強制売春システムであった。

# 刑法旧第226条犯の不処罰

- 慰安婦の募集において就業詐欺や威しが用いられたことは、「戦地公娼施設」論者である秦郁彦氏も認めている。秦氏の著書『慰安婦と戦場の性』で「私が信頼性が高いと判断してえらんだ」9つの例のうち6つが就業詐欺や威しにより慰安婦とされたケースだからである。
- 問題はそのようにして集められた慰安婦に対して軍がどのような対応をとったか。秦氏のあげている例を材料に検討。
- 華南南寧憲兵隊の元憲兵曹長の回想によれば、1940年夏、南寧を占領後に、その兵士は、陸軍慰安所北江郷という名の軍慰安所を毎日巡察していた。その慰安所の経営者は、十数人の若い朝鮮人慰安婦を抱えていたが、地主の息子で小作人の娘たちを連れてやって来たとのことであった。朝鮮を出るときは、契約は陸軍直轄の喫茶店、食堂とのことだったが、実際に来てみるとそうではなかった。若い女の子に売春を強いることに経営者の朝鮮人も深く責任を感じているようだった。

- この慰安所の経営者が女性を騙したのか、それとも経営者自身が他の誰かに騙されたのか、この証言だけでは曖昧だが、連れてこられた女性は明らかに就労詐欺の被害者である。
- 南寧の陸軍慰安所の女性は国外移送拐取罪の被害者にまちがいないが、その事実がわかっておりながら、慰安所の取り締まりを担当していたこの憲兵曹長は、女性を帰国させずにそのまま放置し、何らの救済措置もとっていない。また、騙した犯人の追及も行なっていない。この憲兵曹長は、慰安所の経営者および慰安婦に同情を寄せていた良心的な兵士だったと思われるが、犯罪行為の摘発という憲兵として当然なすべきことを行わず、しかもそのことに対してとくに後ろめたい気持ちを抱くこともしていない。
- これはこの憲兵が悪徳憲兵だったからではなくて、軍慰安所が軍にとって不可欠な施設であるために、たとえ違法な方法で慰安婦の募集が行なわれていたとしても、軍事上の必要のためにはやむをえないと考える姿勢、言いかえれば「見て見ぬふりをする」体制がすでに陸軍内にできあがっていたからだと思われる。

- 内務省警保局長通牒(内警発5号)の基準が厳格に守られていたのであれば、こういう例は未然に防止されたはずである。しかしながら、未然に防止されるどころか、事後においても被害者が救済されたり、犯罪事件が告発された形跡がない。女性を送り出す地域の警察も、送られてきた側で軍慰安所を管理していた軍も、いずれもこのような犯罪行為に何ら手を打っていない。軍慰安所の維持のためにはやむをえない必要悪だとして、組織的に「見て見ぬふり」をしなければ、とうていこのようことはおこりえないはず。
- 1937年末から1938年初めにかけて軍慰安所が軍の後方組織として認知されたことにより、事実上刑法旧第226条はザル法と化す道が開かれたのだといってよい。それは警保局長通牒が空文化していたことを意味する

# 不処罰化と強制連行

「軍慰安所で性的労働に従事する女性を、その本人の意志に反して、就労詐欺や誘拐、脅迫、拉致・略取などの方法を用いて集めること、およびそのようにして集めた女性を、本人の意志に反して、軍慰安所で性的労働に従事させること」をもって「慰安婦の強制連行」と定義してよいのであれば、たとえば政府や軍中央が命令を出していなかったとしても（そもそもそういう命令が出ると考えるほうがおかしい）、このような組織的に「見て見ぬふり」がおこなわれていた場合、すなわち軍から慰安所の経営を委託された民間業者やそれに依頼された募集業者が詐欺や誘拐によって女性を軍慰安所に連れてきて働かせ、しかも軍慰安所の管理者である軍がそれを摘発せずに、事情を知ってなおそのまま働かせたような場合には、日本軍が強制連行を行なったといわれても、それはしかたがないのではないか。

# 「人さらい的強制連行」と軍慰安所システム

- 一部の部隊による「人さらい的強制連行」の発生と軍慰安所が軍制にくみこまれていたこととの間には、因果関係が存在する。
- 日中戦争開始後、軍慰安所は戦地の軍隊の編成上、必要不可欠な後方組織とされ、軍制に深く組み込まれるようになった。
- 日本軍の兵士に対する福利厚生施設はいたって貧困であり、その貧困な福利厚生施設のなかで、目玉になるのが軍慰安所であった。
- いったん、そういう制度ができあがってしまうと、慰安所のない部隊は、明らかに福利厚生の面で他の部隊に比べて悪い待遇を受けていることになり、兵士が不満をもつことになる。自分たちのところにも慰安所があって当然だ、と。
- また、指揮官も兵士の不満を宥めるために、慰安所の設置を考えざるをえない。海軍の設営隊での中曾根康弘主計大尉がそうであったように。

- いっぽう軍としては、慰安所を軍の編成に組み込んだ以上、慰安所ではたらく女性の供給は責任をもってやらなければいけないが、末端の部隊まで手がまわるかどうかはわからない。
- そうすると、末端の部隊は、自分たちのための慰安所を自力でつくろうとして、いわば女性を「現地徴発」つまり「人さらい的強制連行」や「威しによる売春強要」をすることになる。
- 末端部隊による「人さらい的強制連行」も、日本軍の慰安所システムが産み出したものといえる。